

愛知学院大学宗教法制研究所規程

(名 称)

第1条 本研究所は、愛知学院大学宗教法制研究所と称する。

(場 所)

第2条 本研究所は、これを愛知学院大学法学部に設置する。

(目 的)

第3条 本研究所は、宗教法制に関する総合的研究を行い、わが国斯界の発展に貢献することを目的とする。

(事 業)

第4条 本研究所は、下記の事業を行う。

- (1) 宗教に関する法令、判例、学説等の組織的研究
- (2) 前号の研究成果の出版
- (3) 宗教法制に関する図書、資料の蒐集ならびにその利用に関する便益の供与
- (4) 宗教法制に関する調査
- (5) 宗教法制に関して生ずる問題の法律相談
- (6) 本研究所の設立目的を達成するに必要なその他の事業

(組 織)

第5条 ① 本研究所に、所長、副所長、幹事、所員および事務職員を置く。

② 本研究所に、前項のほか研究に専従する研究員を置くことができる。

(紀 要)

第6条 ① 本研究所の刊行する紀要に、論文などの著作物を執筆した者（以下「執筆者」という）は、本研究所または本研究所の委託する者が、電子化した著作物をインターネット上で公開することを許諾したもとする。但し、執筆者が、紀要の発行前に、反対の意思表示をした場合は、この限りでない。

② 執筆者が、自らまたは他人に委託して、電子化した著作物をインターネット上で公開することは、これを妨げない。

(所 長)

第7条 ① 所長は、所員会議の議を経て、所員たる本大学法学部教授の中から、学長これを委嘱する。

② 所長は、本研究所を代表し、研究および事務全般を統轄する。

(副所長)

第8条 ① 副所長は、所員会議の議を経て、所員の中から、所長これを委嘱する。

② 副所長は、所長の職務を補佐し、所長事故あるときは、これに代わるものとする。

(幹事)

第9条 ① 幹事は、所員会議の議を経て、所員の中から、所長これを委嘱する。

② 幹事は、所長の命を受け事務を掌理する。

(所長、副所長、幹事の任期)

第10条 所長、副所長及び幹事の任期は、2年とする。但し再任を妨げない。

(所員)

第11条 所員は、本大学専任教員の中から、所長これを委嘱する。

(研究員)

第12条 ① 研究員は、本大学専任教員以外の者から、所長これを委嘱する。

② 研究員の任期は、1年とし、これを更新しうるものとする。

(所員会議)

第13条 ① 本研究所に、重要事項を審議するため、所員会議を置く。

② 所員会議は、所長がこれを招集する。

③ 所員会議は、所長、副所長、幹事、所員をもって構成し、所長はその議長となる。

(運営委員会)

第14条 ① 本研究所に、第4条に定める事業の企画、運営のため、運営委員会を置く。

② 運営委員会は、所長、副所長、幹事、運営委員をもって構成する。

③ 運営委員は、所員会議の議を経て、所員の中から、2名選出する。

④ 運営委員の任期は、2年とする。但し再任を妨げない。

(事務部)

第15条 ① 本研究所事務の円滑なる運営を図るため、事務部を設ける。

② 事務部は、幹事及び事務職員をもって構成する。

(経費)

第16条 本研究所の経常費は、愛知学院大学の年間研究費予算その他をもってこれにあてる。

(規程改正)

第17条 本規程の改正は、所員会議において所員の3分の2以上の賛同をえ、法学部教授会の議を経て、学長の承認を得ることを要する。

附 則

- 1 この規程は、昭和33年5月16日より施行する。
- 2 この規程は、昭和38年2月15日より改訂施行する。
- 3 この規程は、昭和56年7月10日より改訂施行する。
- 4 この規程は、平成11年2月12日より改訂施行する。
- 5 この規程は、平成22年6月3日より改訂施行する。

所幹員
所
〃
〃
〃
〃
〃
〃
〃
〃
〃
〃
〃

山野嘉朗
飯野賢一
石田倫
伊藤高
伊藤榮
梅川正
小堅正
栗研
黒神直
篠田樹
杉原聰
鈴木木
仲智

所員
〃
〃
〃
〃
〃
〃
〃
〃
〃
〃

芹田健太郎
高高敬一
高橋典
武田哲
仲谷育
中服部
服田川
原上
府野
三水村
南川
和